

小金井市長期総合計画策定方針（第5次・後期基本計画）

1 策定の背景

本市では、令和4年3月に第5次小金井市基本構想・前期基本計画を策定し、前期基本計画は、基本構想における本市の将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を実現するため、基本構想で示す6つの政策分野ごとの「政策の取組方針」に照らし、社会潮流や市の現状を踏まえ、29の施策を具体化・体系化するとともに、施策ごとの指標の進捗管理により、成果や課題を見える化し、有効な行政評価による質の高い市政運営を目指してきたところである。

現在、本市を取り巻く社会情勢は、人口減少社会への転換と少子高齢化社会が進行する中、ポストコロナ時代にあって、市に対するニーズや課題は一層多様化・複雑化している。

そのため、前期基本計画の取組を継承しながらも、今後の展望を見据えて新たなニーズを捉えつつ、本市の魅力を再構築し、選ばれるまちを目指していくため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画を策定するものである。

2 計画の体系

長期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、市民の福祉増進を目的とし、社会潮流や本市の現状を踏まえつつ、長期的な視点に立って10年後の将来像を実現するための政策・施策の大綱を示す本市の最上位計画である。

(2) 基本計画

基本計画は、前期基本計画及び後期基本計画で構成し、基本構想を実現するための施策を具体的・体系的に明らかにするとともに、行政課題別に施策の方向と計画を可能な限り数値目標と実施年度により具体的に示した、行政運営の基本的な計画である。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づいて、本市の施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと主要な事業に係る事業年度を明らかにしたもので、毎年度の予算編成の指針となるものである。

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	第5次小金井市基本構想（10年間）									
	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
	中期財政計画（5年間）					中期財政計画（5年間）				
						実施計画（3年間）				
			実施計画（3年間）					実施計画（3年間）		

### 3 策定方針

#### (1) 市民に分かりやすい計画

基本構想で示された長期的展望を踏まえて、施策の具体化・体系化を図るとともに、施策ごとの現状と課題、活動指標、方向性等を分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、協働してまちづくりを進めていくための計画とする。

#### (2) 財政の見通しや行財政改革と整合性のある計画

今後の社会経済情勢の予測、将来人口の推計等を踏まえた中長期的な財政の見通しや、持続可能な行政経営のための行財政改革の取組とも整合が図られた計画とする。

#### (3) 目標達成のための適切な進行管理が行える計画

前期基本計画の評価を基に、市の将来像を達成するための明確な目標を設定し、行政評価により、効率的かつ効果的な事業の推進ができる計画とする。

#### (4) その他

令和4年12月に市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国のデジタル田園都市国家構想の実現に向け、同構想を勘案した地方版総合戦略の策定に努めることとされていることに伴い、今回の改定に合わせ、必要な見直しや追加を行い、特に自治体DXの推進等、急速に変化する社会情勢に対応した計画とする。

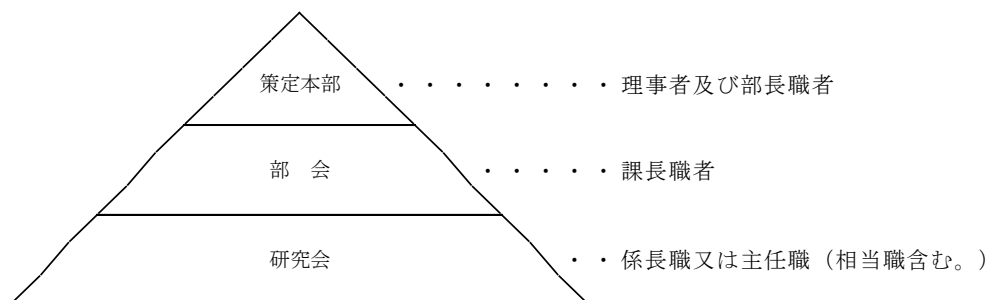
### 4 策定方法

#### (1) 庁内体制

ア 小金井市長期総合計画策定本部設置要綱(平成11年7月27日制定)に基づき、長期総合計画策定のための庁内の決定機関として長期総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置し、政策の重点や盛り込むべき事業等についての検証、各行政分野における計画の総合調整及び長期総合計画の策定を行う。

イ 策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るために長期総合計画策定専門部会(以下「部会」という。)を設置し、その下に長期総合計画に関する調査・研究のための長期総合計画策定研究会(以下「研究会」という。)を置く。研究会は、データブックの作成及び関連する施策・事業を整理し、部会が経過や実施上の課題等を更に検証し素案をまとめ、策定本部に報告するものとする。

なお、研究会の研究員は、原則として係長職又は主任職(相当職含む。)の中から、各部において部長が推薦する職員とする。



## (2) 市民参加及び広報

後期基本計画の策定に当たっては、広く市民等の意見を反映させるため、次のような市民参加の手法により、策定過程における市民の参加を促進するものとする。

### ア 小金井市長期計画審議会での審議

後期基本計画の策定に関する必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。

### イ 市民意向調査の実施

市民が市政に対して何を望み、何を期待しているか等を調査し、市の将来を展望した施策を具体化するための資料を得るため、「後期基本計画策定のための市民意向調査」を実施する。

### ウ パブリック・コメントの実施

後期基本計画（案）のパブリック・コメントを実施する。

### エ 広報

市報及びホームページの活用等のあらゆる機会を捉え、後期基本計画の策定過程をより多くの市民に知っていただき、参加の機運醸成と本市に対する誇りと愛着につながる情報の発信に努める。

### オ その他

市民の意向を広く踏まえるため、中学生アンケート、高校生世代ワークショップ、市民懇談会及び市民フォーラムを実施する。また、新たな市民参加の手法としてデジタルプラットフォーム等の活用を検討する。

## 5 策定期期

(1) 第5次基本構想は、令和4年3月、議会において議決済みである。

(2) 後期基本計画は、令和8年3月を目途に、長期計画審議会の答申を尊重し、長期総合計画策定本部において決定し、公表する。

なお、議会へは参考送付とする。

(3) 実施計画は、後期基本計画の策定に併せて、策定する。

## 6 その他

この方針に定めるもののほか、長期総合計画の策定に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(令和6年2月27日長期総合計画策定本部（第31回）で策定)